

## 改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等の情報を公開いたします。

※情報の対象は正規社員（顧客との派遣契約による常駐支援業務の従事者）となります。

※弊社に派遣社員は在籍しておりません。

対象期間：2024/1～2024/12

①	派遣労働者の数	12
②	派遣先の数（事業所数）	7
③	マージン率	39.8%
④	派遣料金の平均額 （1日8時間あたりの平均）	¥35,417
⑤	派遣労働者の賃金の平均額 （1日8時間あたりの平均）	¥21,334
⑥	福利厚生	社会保険、有給休暇、健康診断、予防接種、 育児休業、産前・産後休業、資格取得支援、 家賃支援、扶養支援など
⑦	教育訓練に関する事項	セキュリティ教育、個人情報保護教育、 サーバ研修、ネットワーク研修など
⑧	労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定に関する事項	労使協定の締結の有無：有 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者 労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日
⑨	キャリアコンサルティング窓口	op@gf-design.jp（担当：鎌形）

※ マージン率に含まれるもの

社会保険料：健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険・介護保険などの  
各種社会保険の事業主負担分

福利厚生費：年次有給休暇取得時にかかる賃金・教育訓練費・健康診断費・資格取得費・  
その他の福利厚生費など

会社運営費：人件費（各種積立含む）、労務管理費、家賃、設備費、採用募集費、通信費など

※上記のマージン率は以下の計算式で算出しています。

$$\text{マージン率③} = \frac{\text{④} - \text{⑤}}{\text{④}}$$